

「コンクリート生産性向上検討協議会」規約

（名称）

第1条 本会は、コンクリート生産性向上検討協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、以下のことを検討することを目的とする

- ・コンクリート工の生産性向上を進めるための課題及び取組方針
- ・コンクリート工の全体最適のための規格の標準化や設計手法のあり方
- ・その他コンクリート工の生産性向上に必要な事項

（会長）

第3条 協議会に会長を置く。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

（委員等以外の者の出席）

第4条 会長が必要と認めるときは、委員等以外の者に対し、協議会に出席してその意見を述べ、又は説明を行うことを求めることができる。

（協議会の議事）

第5条 原則として、協議会については冒頭部分のみ公開とし、議事は非公開で行う。

2 協議会の資料及び議事概要は、委員及び発表者の確認を得た上で、国土交通省ホームページにおいて公開する。ただし、会長が必要と認めた場合は、その全部または一部を非公開とすることができる。

（庶務）

第6条 協議会の事務局は、国土交通省大臣官房技術調査課及び公共事業調査室が行う。

（雑則）

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。